

鴻巣市告示第100号

鴻巣市地域防災貢献事業所登録制度実施要綱を次のように定める。

平成26年3月28日

鴻巣市長 原 口 和 久

鴻巣市地域防災貢献事業所登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震等の大規模災害発生時において、地域防災活動に貢献する意欲のある事業所の持つ資源や能力の提供を受けることにより地域防災力の強化を図るとともに、当該事業所の従業員及び市民の防災意識の啓発を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業所」とは、市内に店舗、工場、営業所又は事務所を有する個人又は法人をいう。

(防災貢献事項)

第3条 地域防災貢献事業所の防災貢献事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 消火、救出、救護活動等に係る労務提供
- (2) 避難場所等の提供
- (3) 食料品や飲料水等の物資提供
- (4) 資機材等の貸出又は物資提供
- (5) その他災害対策に必要な活動

(登録基準等)

第4条 市長は、次に掲げる要件の全てを満たす事業所を鴻巣市地域防災貢献事業所として登録するものとする。

- (1) この要綱による登録制度（以下「制度」という。）の趣旨に賛同し、ボランティア精神に基づき自発的に登録を希望するものであること。

- (2) 地域の実状に合った自主的かつ具体的な取組であること。
- (3) 自主防災組織、自治会及び町内会（以下「自主防災組織等」という。）と防災協定などの締結に努め、積極的に防災訓練等地域との連携を図るとともに、大規模災害発生時に地域の要請を受け、自発的に活動を行うこと。
- (4) 市が自主防災組織等に登録の内容の提供することについて承諾すること。
- (5) 市が主催する防災等に関する訓練等に積極的に従業員が参加するよう努め、従業員に対し、防災知識の普及に努めること。
- (6) 過去3年間において、法令等に違反する重大な事実がないこと。

（登録手続等）

第5条 制度に登録をしようとする事業所の代表者（以下この条において「申請者」という。）は、鴻巣市地域防災貢献事業所登録・変更申請書（様式第1号。以下この条において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。登録内容を変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認められるときは、鴻巣市地域防災貢献事業所登録台帳（様式第2号）に記載するとともに、当該申請者に登録証（様式第3号）を交付するものとする。

（登録期間）

第6条 前条の規定により登録された地域防災貢献事業所（以下「登録事業所」という。）の登録期間は、2年間とする。ただし、登録事業所から登録の抹消の申出がない場合は、2年間延長するものとし、以後も同様とする。

（経費の負担）

第7条 登録事業所が第3条に係る活動の実施に要した費用は、原則として登録事業所の負担とする。

（登録事業所の公表等）

第8条 市長は、登録事業所を市ホームページその他の市広報媒体を活用し、公表する。

2 市長は、登録事業所の具体的な取組に関し、情報提供、指導又は助言などの支援を行う。

(活動報告)

第9条 登録事業所は、地域と連携した防災訓練等の防災活動や災害時の救助活動等を実施したときは、毎年3月末日までに鴻巣市地域防災貢献事業所活動実績報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 登録事業所は、市長から活動報告等を求められたときは、速やかに市に報告するものとする。

(登録の抹消)

第10条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

(1) 廃業したとき。

(2) 市外に移転したとき。

(3) 防災貢献の意思が確認できないとき。

(4) 鴻巣市地域防災貢献事業所登録抹消届(様式第5号)を市長に提出し、登録の抹消を申し出たとき。

(5) その他登録事業所を登録しておくことが適当でないと判断したとき。

2 前項の規定により登録を抹消された事業所は、速やかに登録証を市長に返納しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 登録事業所は、活動を通じて知り得た個人等の秘密を他に漏らしてはならない。登録の抹消後も、同様とする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。